

OFFICE OF FOREIGN ASSETS CONTROL 海外資産管理局

イランに対する取引及び制裁規則 (ITSR)  
31 C.F.R. Part 560

ゼネラルライセンスD-1

パーソナル通信に付随する特定のサービス、ソフトウェア、及びハードウェアに  
関連するゼネラルライセンス

(a) 施行日2014年2月7日、当該取引がイランに対する取引及び制裁規則、31 C.F.R. Part 560 (“ITSR”) の禁止事項から除外されない範囲において、かつ、(b)項で示される制限事項を条件として、以下の取引は是認される：

(1) 有料のサービス

インターネット上のパーソナル通信の交換に付随する有料のサービス（例えば、インスタントメッセージ、チャット、ソーシャルネットワーキング、写真及び動画共有、ウェブ閲覧、及びブログ）の米国からの又は米国人（いずれに所在するかを問わない）によるイランへの直接的又は間接的な輸出又は再輸出。

(2) 有料のソフトウェア

(i) EAR対象のソフトウェア

輸出管理規則15 C.F.R. § 730から § 774 (“EAR”) の対象となる有料のソフトウェアであって、インターネット上のパーソナル通信の交換に付随するサービス（例えば、インスタントメッセージ、チャット及び電子メール、ソーシャルネットワーキング、写真及び動画共有、ウェブ閲覧、及びブログ）を可能とするために必要なもののイランへの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供（ただし、そのソフトウェアがEAR99に指定されるもの又は米国商務省により商務省規制品リスト15C.F.R. § 774 Supplement No. 1 (“GCL”) で輸出規制分類番号 (“ECCN”) 5D992. Cに分類されるものに限る）。

(ii) 外国原産である及び米国外に所在するという理由でEARの対象でないソフトウェア

外国原産である及び米国外に所在するという理由でEARの対象でない有料のソフトウェアであって、インターネット上のパーソナル通信の交換に付随するサービス（例えば、インスタントメッセージ、チャット及び電子メール、ソーシャルネットワーキング、写真及び動画共有、ウェブ閲覧、及びブログ）を可能とするために必要なもののイランへの米国人（いずれに所在するかを問わない）による直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供（ただし、そのソフトウェアが、米国内に存在したものである場合にはEAR99に指定されるもの又はEARの対象であったものである場合にはECCN 5D992. Cでの番号分類の基準に合致するものに限る）。

(a) (1) 項及び(a) (2) 項の注: インターネット上のパーソナル通信の交換に付随する無料のサービス及びそのようなサービスに必要な無料のソフトウェアのイランに所在する者への輸出に関連する認可については、31 C.F.R. § 560.540を参照のこと。

(3) 追加のソフトウェア、ハードウェア、及び関連するサービス

(a) (1) 及び(a) (2) 項では是認されない範囲において、パーソナル通信に付随する特定のソフトウェア及びハードウェア、並びに関連するサービスであって、以下に該当するもののイランへの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供：

(i) (EARに対象となるハードウェア及びソフトウェアの場合) このゼネラルライセンスの付表で指定される品目；

(ii) (外国原産であって、米国外に所在する理由でEARの対象でないハードウェア及びソフトウェアであって、米国人(いずれに所在するかを問わない)により直接的又は間接的に輸出、再輸出、又は提供されるものの場合)このゼネラルライセンスの付表で規定される種類のもの(ただし、米国内に所在する場合にはEAR99で指定されるもの、或いはEARの対象である場合にはこのゼネラルライセンスの付表で指定される関連するECCNの番号分類に対する基準に合致するものに限る);並びに

(iii) (15 C.F.R. § 734.3(b)(3)で規定される理由でEARの対象でないソフトウェアであって、米国から又は米国人(いずれに所在するかを問わない)により直接的又は間接的に輸出、再輸出、又は提供されるもの場合)このゼネラルライセンスの付表で規定される種類のもの。 1

(a) (2)項及び(a) (3)項の注: (a) (2)項及び(a) (3)項における認可には、イランに向けて米国を出国する個人による認可されたハードウェア及びソフトウェアのイランへの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供を含む。

(4) インターネット接続サービス及び通信容量

パーソナル通信に付随する一般消費者グレードのインターネット接続サービスのイランへの米国からの又は米国人(いずれに所在するかを問わない)による直接的又は間接的な輸出又は再輸出及び通信伝送設備の容量の提供、販売、又はリース(例えば、衛星又は地上ネットワークの接続)。

(a) (4)項の注: イランが関与する通信の受信及び送信に関する取引に関連する認可については、31 C.F.R. § 560.508を参照のこと。

(5) 以前イランに輸出されたハードウェア及びソフトウェアの米国への輸入。

31 C.F.R. § 560.540(a)又はこのゼネラルライセンスの(a) (2)項及び(a) (3)項のもとでイランへの輸出、再輸出、又は提供が認可されたハードウェア及びソフトウェアの、米国に入国する個人によるイランから米国への直接的又は間接的な輸入(ただし、以前に当該品目が31 C.F.R. § 560.540(a)又はこのゼネラルライセンスの(a) (2)項及び(a) (3)項に基づいて個人によりイランに輸出、再輸出、又は提供されたものであることを条件とする)。

(6) 一般に入手可能であって、2 イラン政府への無料のサービス及びソフトウェア。 3

(i) サービス

31 C.F.R. § 560.540(a) (1)又はこのゼネラルライセンスの付表のカテゴリー(6)から(11)に記載されているサービスのイラン政府への米国からの又は米国人(いずれに所在するかを問わない)による直接的又は間接的な輸出又は再輸出(ただし、上記のサービスはユーザーに対して無料で一般に入手可能であることを条件とする)。

(ii) ソフトウェア

31 C.F.R. § 560.540(a) (2)又はこのゼネラルライセンスの付表のカテゴリー(6)から(11)に記載されているソフトウェアのイラン政府への直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供(このゼネラルライセンスの(a) (3)項と併せて読むこと)(ただし、上記のソフトウェアはユーザーに対して無料で一般に入手可能であることを条件とする)。

(a) 項の注1: 副項(a) (6)における用語“一般に入手可能な”は、広く一般市民が入手できるソフトウェアを一般的に指している。副項(a) (3) (iii)は、15 C.F.R. § 734.3(b) (3)で規定されるソフトウェア、すなわち、EARでいうところの“一般に入手可能な”ソフトウェアを指している。従って、このゼネラルライセンスの(a) (6)項における用語“一般に入手可能な”の適用範囲は、このゼネラルライセンスの副項(a) (3) (iii)で言及される15 C.F.R. § 734.3(b) (3)における商務省の規則の適用範囲とは異なっている。

(a) 項の注2: (a)項で示される米国人の認可は、米国人により所有又は管理されている事業者及び米国外で設立又は維持されている事業者(“米国が所有又は管理する外国の事業者”)であって、§ 560.556で示される条件の対象となるものに及ぶ。

---

1 (a) 項の注1を参照のこと。

2 (a) 項の注1を参照のこと。

3 31 C.F.R. § 560.304を参照のこと。

(a) 項の注3：このゼネラルライセンスは、他の連邦機関の輸出許可申請要求事項の順守から輸出者を開放するものではない。

(b) このゼネラルライセンスは、以下のものについては是認しない：

- (1) (a) 項で指定されるサービス、ソフトウェア、又はハードウェアの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供であって、それらのサービス、ソフトウェア、又はハードウェアがイラン政府に向けられることを知っているか知り得る状況において行なわれる場合（ただし、(a) (6) 項で指定されるサービス又はソフトウェアを除く）。
- (2) (a) 項で指定されるサービス、ソフトウェア、又はハードウェアの直接的又は間接的な輸出、再輸出、又は提供であって、31 C.F.R. の第V章のいずれかのパートに基づいて財産所有権及び財産が凍結されている者（大統領令13599のみに基づいてイラン政府として財産所有権及び財産が凍結されているものを除く）へ向けて行われる場合。
- (3) 商用グレードのインターネット接続サービス又は通信伝送設備（例えばサービスの品質を保証する専用の衛星リンク又は専用回線）の直接的又は間接的な輸出又は再輸出。
- (4) ウェブホスティングサービスであって、営利行為のためのもの又はドメインネーム登録サービスに類するものの直接的又は間接的な輸出又は再輸出。
- (5) 米国が所有又は管理する外国の事業者による取引であって、31 C.F.R. § 560.215で別途禁止されているもの（その取引が、米国人によって或いは米国内において従事された場合、第5章の他のいずれかのパートで禁止される場合）。
- (6) EAR § 744で禁止されているか、でなければEAR § 744に基づいて輸出許可を必要とするEAR対象品目（情報を含む）に関わる行為若しくは活動を、商務省の認可なしに行なうこと又は輸出を行う権利がEAR § 764若しくは § 766に基づいて拒否されている者が関与する取引に商務省の認可なしに参加すること。

(c) 施行日 2014年2月7日、(a) 項で是認される基礎的な取引を履行する業務の一環として行なわれるイランからの資金の移動又はイランのための資金の移動又はイランに所在する者に代わっての資金の移動は、31 C.F.R. § 560.516にのっとりたものである限り、米国の預金機関及び米国で登録された仲介業者若しくは証券業者によって処理されることができる。<sup>4</sup>

(d) パーソナル通信に付随するサービス、ソフトウェア、又はハードウェアであって、このゼネラルライセンスの(a) 項又は付表で指定されないものの輸出、再輸出、又は提供について、特定の輸出許可がケースバイケースで発効される可能性がある。

(e) 施行日 2014年2月7日、GL D-1は、2013年5月30日付のGL Dに全体として置き換わり、取って代わるものである。

Adam TTSzubin  
局長  
海外資産管理局

署名日：2014年2月7日

---

<sup>4</sup> このゼネラルライセンスは、31 C.F.R. の第V章の § 560以外のパートで禁止されている取引については認可しない。従って、次のいずれかに該当する者によって、又はそれらの者を通して資金の移動が行われてはならない：財産所有権及び財産が、大量破壊兵器拡散制裁規則31 C.F.R. § 544、若しくは世界的テロ制裁規則31 C.F.R. § 594に基づいて凍結されている者；又は財産所有権及び財産が、31 C.F.R. の第V章の他のパート、若しくは大統領令に基づいて凍結されている者（ただし、財産所有権及び財産が、31 C.F.R. § 560のみに基づいて凍結されているイランの金融機関を除く）。

**付表—パーソナル通信に付随するサービス、ソフトウェア、及びハードウェア**  
**ITSRのゼネラルライセンスD-1の(a) (3)項により**  
**イランへの輸出、再輸出、又は提供が認可されるもの**

注：以下に記載される種類のものであるが、EARの対象ではない特定のハードウェア及びソフトウェアに関連する認可については、ゼネラルライセンスD-1の(a) (3) (ii) から (iii) 項を参照のこと。

1.)	携帯電話（スマートフォンを含むがこれに限定されるものではない）。携帯情報端末（PDA）、加入者識別モジュール（SIM）カード、及び上記の機器の附属品であって、EAR99に指定されるもの又はCCLでECCN 5A992. cに分類されるもの；上記のハードウェアのドライバソフトウェア及び接続用ソフトウェアであって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
2.)	衛星電話及び広帯域グローバルエリアネットワーク（BGAN）のハードウェアであって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5A992. cに分類されるもの；上記のハードウェア用のデマンドドライバソフトウェア及び接続用ソフトウェアであって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
3.)	民生用*モデム、ネットワークインターフェースカード、無線装置（アンテナを含む）、ルータ、交換器、及びWiFiアクセスポイント（同時接続できるユーザーが50人以下のもの）であって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5A992. c、5A991. b. 2、又は5A991. b. 4に分類されるもの；上記のハードウェア用のドライバソフトウェア、通信ソフトウェア、及び接続用ソフトウェアであって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
4.)	住居用民生衛星端末*、送信装置（アンテナ、受信装置、セットトップボックス及びビデオデコーダーを含むが、これに限定されるものではない）であって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5A992. c、5A991. b. 2、又は5A991. b. 4に分類されるもの；上記のハードウェア用のドライバソフトウェア、通信ソフトウェア、及び接続用ソフトウェアであって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
5.)	ラップトップ、タブレット、及びパーソナルコンピューティング機器、並びにこれらの機器の周辺装置（民生用*のディスクドライブ及びその他のデータストレージ機器を含むが、これに限定されるものではない）及び上記の機器用の附属品（キーボード及びマウスを含むが、これに限定されるものではない）であって、EAR99に指定されるもの又はCCLでECCN 5A992. c、5A991. b. 2、5A991. b. 4、又は4A994. bに分類されるもの；コンピュータのオペレーティングシステム及び上記のハードウェアの一般消費者の効果的な使用に必要なソフトウェア（ソフトウェアのアップデート及びパッチを含む）であって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
6.)	アンチウイルスソフトウェア及びとアンチマルウェアソフトウェアであって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。

\* 本付表でいうところにおいて、用語“民生用”とは、以下に該当する品目をいう：

- (1) 以下のいずれかの手段により販売店の在庫から何らの制限を受けず販売されていることにより、一般市民が通常的に入手可能であること：(a) 店頭取引；(b) 郵便による注文取引；(c) 電子取引；又は(d) 電話による取引；かつ
- (2) 使用者によるインストールに際して、供給者による更なる実質的な支援が不要であるように設計されていること。

7.)	アンチトラッキングソフトウェアであって、EAR99で指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；及び上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
8.)	モバイル - オペレーティングシステム、モバイル - オペレーティングシステム用のオンラインアプリケーション（app）ストア、及び関連ソフトウェア（モバイル - オペレーティングシステム上で動作するように設計されたappを含む）であって、EAR99で指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
9.)	検閲に対抗するツール及び関連ソフトウェアであって、EAR99で指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；及び上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
10.)	仮想プライベートネットワーク（VPN）クライアントソフトウェア、プロキシツール、及び有料のクライアントパーソナル通信ツール（一般消費者の効果的な使用に必要な音声、文字、映像、ボイスオーバーIP電話、ビデオチャット、及び後継技術、並びに通信及び接続用ソフトウェアを含む）であって、EAR99に指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；並びに上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。
11.)	セキュアソケットレイヤ(SSL)証明書用のプロビジョニング及び検証ソフトウェアであって、EAR99で指定されるもの又はECCN 5D992. cに分類されるもの；及び上記のハードウェア及びソフトウェアの動作に必要なサービス。